

公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする単独県費補助土地改良事業(一般)砥石川池地区の認可申請をしたいから土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地の土地を所有権以外の権原にもとづいて使用収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区を行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年7月4日までに関係農業委員会に申し出られたい。

令和7年6月20日

豊浜町土地改良区

理事長 井上浩司



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

土地改良事業計画概要書

1. 目的

本地区内の機械揚水を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所在 観音寺市豊浜町箕浦 地内

(2) 地積 受益面積 11.0 ha 関係戸数 45 戸

(3) 現況 当地区は、観音寺市豊浜町の西部に位置した水田地帯であり、水稻が中心の営農です。本施設は、香川用水を箕浦地区へ送水する施設となっているが、老朽化しており配水を行うと流量計付近より漏水している。

3. 一般計画

- ・ 流量計及び周辺施設の改修を行い、用水の安定供給を図るとともに、地域農業の振興と生産性の向上、維持管理の軽減を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 数量 1 式 起点： 観音寺市豊浜町箕浦甲874

終点： 観音寺市豊浜町箕浦甲874

(2) 流量計 N=1式

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着工 令和7年9月下旬

完了 令和7年12月下旬

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、豊浜町土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	1,353	
用地買収補償費	0	
測量試験費	147	
工事雑費	0	
事務費	0	
計	1,500	10a当りの事業費 13,636 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考	
補助金	国補助金	-	
	県補助金	750	
	市町補助金	525	事業費の35%
	小 計	1,275	
地元負担金	受益者負担金	225	
	借入金	-	
	小 計	225	
計	1,500		

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作物生産効果	189
維持管理節減効果	505
走行費用節減効果	0
そ の 他	5
年総増加額計	699
廃用損失額	-

n : 10 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.15 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.15

$$\begin{aligned} \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\ &= 699 \div [0.1233 \times (1 + 0.0039)] - 0 \\ &= 5,646 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 5,646 \div 1,500 = 3.76$$

※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

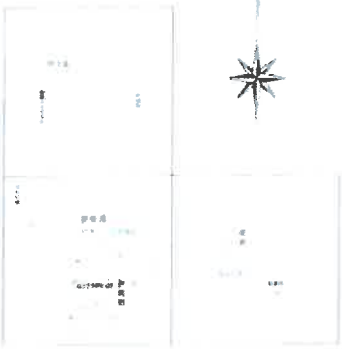
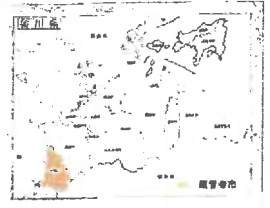
別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

觀音寺市全圖

平成十八年十二月四日



地区

登 廣 興
四 國 中 央 市

三 島 興
市 役 所

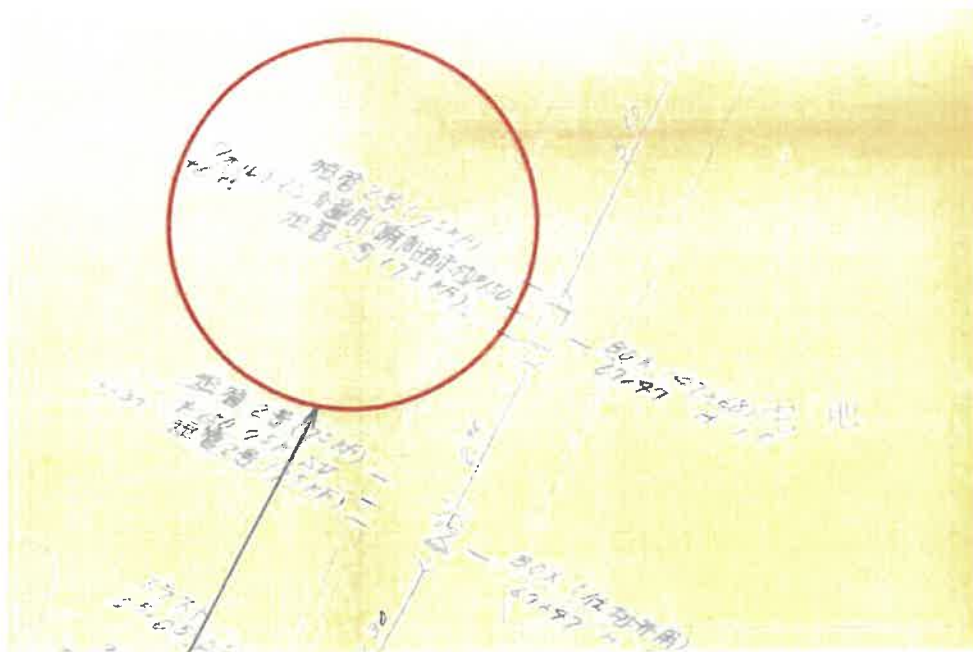
觀音寺市

標
高
メ
ー
ス
ク
レ
ー
ト



令和7年度 単独県費補助土地改良事業（一般）

砥石川地区（機械揚水） 1式



流量計交換
φ150



特別徴収金の徴収について

この土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(一般) 砥石川池地区)の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和7年6月20日

豊浜町土地改良区

理事長 井上 浩 司

